

長崎都市計画地区計画の決定(長与町決定)

長崎都市計画 長与港地区計画を次のように決定する。

名 称		長与港地区計画
位 置		西彼杵郡長与町斎藤郷
面 積		約 4.0 ha
地区計画の目標		<p>本地区は、長与町の北部に位置する、中小企業用地、物揚げ場等の目的のために埋め立てられた公有水面埋立地であり、長与町への海の玄関口となっている。</p> <p>今回地区計画を定める区域は、町内産業の振興と雇用の増大を図ることを目的に制定された長与町工場等設置奨励条例（条例第33号）により工場等を新設又は増設することを奨励している区域である。</p> <p>そのため、区域区分の変更により市街化区域に編入されるにあたり、地区計画を定め、主として工業のための地域としての土地利用を推進することを目標とする。</p>
び区 保域 全の に整 関備す る開 方發 針及	土地利用の方針	工場等を新設又は増設することを奨励する。ただし、地区内及び周辺住民の利便施設としての店舗等も立地できることとする。
	地区施設の整備の方針	道路を地区の外側に配置し、安全な交通体系の維持に努める。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途の混在による工業の利便性に相応しくない環境形成を防止するため建築物等の用途の制限を行う。
地区整備計画	地区施設の配 置及び規模	道路 幅員10m 延長約580m
	建築物等に 関する事項	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)建築基準法別表第2(い)項第1号から第7号及び(は)項第2号から第4号に掲げるもの 2)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設 3)自動車教習所 4)畜舎 5)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6)カラオケボックスその他これらに類するもの 7)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 8)劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場又は遊技場 9)店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3に定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000m²を超えるもの
備 考		—

[区域は計画図表示のとおり]

決定理由

区域区分の変更により市街化区域へ編入されるにあたり、埋立の目的や長与町工場等設置奨励条例の趣旨に鑑み、主として工業のための地域としての土地利用を推進することから用途の混在による工業の利便性に相応しくない環境形成を防止するため地区計画を定めるものである。

計画図【長与港地区計画】

S=1/2,500

